

島田市 I C T 支援員業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、別紙「島田市 I C T 支援員業務委託仕様書（以下「仕様書」にいう。）」に記載する委託業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 対象業務

(1) 業務名

島田市 I C T 支援員業務委託

(2) 業務内容

別紙「島田市 I C T 支援員業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 担当部署

島田市 教育委員会 教育総務課

所在地：〒427-0042 静岡県島田市中心町 5 番の 1

電話：0547-36-7952 F A X：0547-37-2500

e-mail：kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp

3. 予算

(1) 提案上限金額

金 1 5 7, 6 6 2 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、見積額が上記提案上限金額を超えてはならない。

4. 実施形式

(1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

5. 選考方法

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

①地方自治法施行令（昭和 22 年度政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

②令和 3・4 年度島田市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。

※新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に担当部署へ連絡すること。

- ③島田市入札参加制限等措置要綱（平成 19 年島田市告示第 159 号）に基づき入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ④島田市暴力団排除条例（平成 24 年島田市条例第 31 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- ⑦複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア．共同企業体を代表して市及び第三者と折衝する権限並びに事故の名義をもって市に対して委託料の請求など、包括的な責任を負う代表団体を定めること。
 - イ．共同企業体を組織する団体のそれぞれは、①から⑥で規定するすべての要件を満たすこと。
 - ウ．単独で申請した団体が他の共同企業体の構成員となること及び共同企業体申請の構成員が他の共同企業体の構成員となることはできないこと。
 - エ．共同企業体構成員届及び共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成団体の役割、責任分担に関する事項が記載されていること）を提出すること。

（2）応募の抹消

応募した事業者が、応募書類の提出日から選定事業者の候補となる決定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外する。

- ①応募書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- ②応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③本実施要領に違反又は逸脱した場合
- ④本実施要領の参加資格を満たしていない場合

6. 選定スケジュール

No	内容	実施期間
1	手続き開始の公告	令和 3 年 12 月 24 日（金）
2	参加申込書の提出及び質問受付期限	令和 4 年 1 月 11 日（火）16 時 00 分
3	質問に対する回答公表期日	令和 4 年 1 月 14 日（金）
4	参加資格及び審査結果通知	令和 4 年 1 月 14 日（金）
5	企画提案書等提出期限	令和 4 年 2 月 7 日（月）16 時 00 分
6	プレゼンテーション審査	令和 4 年 2 月 22 日（火）
7	審査結果の通知	令和 4 年 2 月 25 日（金）

7. 事業の公表、実施要領等の交付

（1）交付資料

- ①本実施要領

②島田市 I C T 支援員業務委託仕様書

③各種様式

(2) 交付方法

上記の交付資料については、島田市ホームページからダウンロードすること。

8. 参加に係る必要書類等の提出

(1) 提出書類等

①参加申込書（様式 1） （1 部）

②共同企業体構成届出書（共同企業体での申請の場合）（様式 2） （1 部）

③事業者概要書（様式 3） （1 部）

④事業者の業務実績（様式 4） （1 部）

⑤納期限の到来している国税及び地方税に未納がないことを証明する書類（正本 1 部）

(2) 提出方法等

①提出方法

持参又は郵送とすること。

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く 9 時から 17 時まで（最終日は 16 時まで）

②提出期限

令和 4 年 1 月 11 日（火）16 時まで（必着）

③提出場所

2（4）に掲げる担当部署

9. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。また、参加表明書を提出した者のみ質問書を提出できるものとする。

(1) 提出期限 令和 4 年 1 月 11 日（火）16 時まで（必着）

(2) 提出方法 質問書（様式 5）により、電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した時は、その旨を電話にて連絡すること。また、電話による質疑応答は行わないので注意すること。

送信先：kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp

(3) 回答方法

質問及びその回答は、島田市ホームページ上で質問者名を伏せて令和 4 年 1 月 14 日（金）までに公開する。その際の回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなすものとする。なお、個別回答は行わない。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

①企画提案書（サイズは A 4、様式は任意） （正本 1 部及び副本 12 部）

②経費見積書（サイズはA4、様式は任意）（正本1部及び副本12部）

(2) 留意事項

①企画提案書

様式は任意とするが、次の内容については、必ず記載すること。

なお、専門的知識を持たない者でも理解できるよう簡潔かつ明瞭に記載すること。

(ア) 業務に関わるICT支援員のスキル、経験等

(イ) 他自治体における同種業務における実績等

(ウ) 委託予定事項のスケジュール

②経費見積書

見積書は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。

企画提案書の内容に基づき、本業務の実施に必要な費用を算出し、積算根拠の具体的な内訳を明示すること。

(3) 提出方法等

①提出方法

持参又は郵送とすること。

※受付時間は、土曜日、日曜日、祝日等の市役所閉庁日を除く9時から17時まで（最終日は16時まで）

②提出期限

令和4年2月7日（月）16時まで（必着）

③提出場所

2（4）に掲げる担当部署

11. 企画提案説明会（プレゼンテーション）の開催

(1) 開催日時

令和4年 2月22日（火）

※各提案者の詳細時間は別途通知する。

(2) 開催場所

島田市 プラザおおるり内会議室（島田市中心5番の1）

(3) 説明時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は20分程度とする。

(4) 評価方法

事業者のプレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価する。

	審査項目	評価内容	配点
①	業務全般	・本事業の趣旨及び仕様	15点
②	実績	・ICT支援員業務の実績等	10点
③	ICT支援員の資質・能力	・ICT支援員の資格所持状況、能力、知識、学校現場への適応力	65点

④	事業者の業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 支援員へのサポート（研修等）体制 ・ I C T 支援員の勤務管理・業務報告を行う体制 ・ 保守委託業者との連携体制、保守対応 	45 点
⑤	I C T 支援員の研修体制及び研修内容、業務状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校配置前の研修、業務委託期間中の研修 	45 点
⑥	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 支援員への指導 ・ 会社としてのセキュリティ管理 	20 点
⑦	プロポーザル全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書のわかりやすさ 	20 点
⑧	到達目標（ロードマップ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年ごとの到達目標と 4 年後の到達目標 デジタル教科書本格導入、M E X C B T 活用 教員の I C T 活用能力向上 教育現場における I C T 活用の定着 	20 点
⑨	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自提案、独自性 	10 点
⑩	見積価格		50 点
		合計	300 点

審査委員会において、評価項目により採点し、評価点の平均点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、評価点の平均点が、2 番目に高い者を次点者とする。

評価点の平均点が最も高い者が複数ある場合は、同点の者を比較して、「企画案の内容」の評価の高い順に順位を付けるものとする。その結果で、選考できない場合、「業務遂行能力」「特筆すべき事項」「見積価格」の順で順位付けするものとする。

次点者の選考についても、同様の順位付けをするものとする。

合計点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は最優秀提案者又は次点者として選定しないものとする。

なお、参加事業者が 1 者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

(5) 説明方法

任意とする。必要な機器等は各提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

プロジェクター：EPSON (EB-536WT) (HDMI 端子、S 端子、RGB (VGA 端子)、コンポジット、USB)

(6) 審査結果の通知及び公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、最優秀提案者及び次点者の評価点のみ本市ホームページで公表するとともに、企画提案事業者全てに通知するものとする。

(7) 契約締結交渉

市は、審査委員会において最優秀提案者に選定された者を受託候補者として契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次点者と契約交渉を行うこととする。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本プロポーザルの手続きの過程で、「5. 選考方法 (1) 参加資格」「書類の提出方

法、提出先及び提出期限」「書類の作成様式等」の規定に抵触することが明らかとなったとき。

- (2) 企画提案説明会（プレゼンテーション）に出席しなかったとき。
- (3) 次のいずれかの行為をしたとき。
 - ①審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - ②他の参加者と応募内容又はその意図について相談すること。
 - ③最優秀提案者の選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (4) 書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむを得ない事由があると市が認める場合はこの限りではない。
- (5) 総額見積書に記載した金額が、3（1）に掲げる金額を超過しているとき。
- (6) 企画提案書等の提出期日後に参考見積書の金額を訂正したとき。
- (7) その他審査委員会又は本市が不適合と認めたとき。

13. 提出書類の取り扱い等

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は全て提案者の負担とする。

14. 問い合わせ先

島田市 教育委員会 教育総務課

所在地：〒427-0042 静岡県島田市中心部5番の1

電話：0547-36-7952 FAX：0547-37-2500

e-mail：kyouikusoumu@city.shimada.lg.jp